

宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用
料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、離島に位置する宗像市立の小学校又は中学校
(以下「学校」という。)の児童又は生徒(以下「児童生徒」とい
う。)が体育、文化等に関する大会(以下「大会」という。)に参
加することを前提として行う練習試合又はそれに相当する諸行事
(以下「試合等」という。)に参加する場合において、児童生徒が
利用する宗像市渡船の使用料(以下「渡船使用料」という。)の一
部を予算の範囲内において補助する宗像市離島市立学校児童生徒
の試合等に係る渡船使用料補助金(以下「補助金」という。)に関
し、宗像市補助金等交付規則(平成15年宗像市規則第31号)
に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宗像市立地島小学校、宗
像市立大島小学校又は宗像市立大島中学校に在籍する児童生徒で
あって、次に掲げる大会と密接な関連を有し、当該大会が開催さ
れる日前30日以内に開催される試合等に参加した児童生徒とす
る。

- (1) 文部科学省、福岡県教育委員会又は宗像市教育委員会が主催、
共催又は後援する大会
- (2) 日本中学校体育連盟その他これを組織するものが主催又は共
催する大会
- (3) 宗像地区中学校文化連盟が主催又は共催する大会

(4) その他宗像市教育委員会が学校教育上特に必要と認める大会
2 補助金の交付の対象となる者の数は、試合等に参加した児童生
徒のうち、当該大会の開催要綱等で定められた参加定員の数とす
る。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、渡船使用料に2分の1を乗じて得た額とす
る。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、試合等に参加した児童生徒の属す
る学校長又はその保護者で組織された後援会等の団体の長が行う
ものとする。

(雑則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な
事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。